

提案件名	高齢者生活交通サポート事業の記事について
内 容 (要約)	先般配布された奥出雲町民児協だより縁の記事を拝見しましたところ、疑問が生じました。高齢者生活交通サポート事業の記事内容について、奥出雲町では、交通弱者対策として70歳以上の高齢者のみなさんの経済的負担の軽減や日常生活の利便性の向上を図るため当事業を行っています。交通サポート券とタクシー利用助成券を交付しています。交通サポート券は、バス、タクシーを利用するときはもちろん、買い物の宅配サービス、灯油の配達料としても利用できます。タクシー利用助成券は、タクシー料金の一部が助成されます。 上記の記事内容で、まともに理解すれば、70歳以上の方はすべての方が、この高齢者生活交通サポート事業に該当し、交通サポート券とタクシー利用券を交付いただける内容ではありますが、本当でしょうか？70歳以上の方でも、それぞれの条件等あれば、その内容を記述するなどの配慮をすべきと考えます。
回 答	奥出雲町民児協だより「縁」は奥出雲町民生児童委員協議会が発行する広報誌です。町（福祉事務所）は事務局として編集（校正）に携わっておりますが、町民の皆様に誤解を招く表現がありましたこととお詫び申し上げます。 「高齢者生活交通サポート事業」は、70歳以上のすべての方が交通サポート券とタクシー利用券の交付対象となるわけではなく条件がありますが、この度の記事ではその点が十分ではありませんでした。 民児協だより「縁」では限られたスペースで表現に制限がありますが、今後も細かくチェックをし、誤解を招く内容とならないよう、また、民生児童委員の皆さまの活動が町民の皆様に伝わるよう努めてまいります。 この度は、貴重なご意見を賜りありがとうございました。